家計急変事由別の添付書類例

□　減収

・申立書

・所得課税証明書（個人用で控除額が確認できるもの）

・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの（保険証等）

・（給与所得者の場合）家計急変後の給与所得見込証明書（減収が発生した月から向こう1年間分）（※）

提出できない場合は、家計急変後の会社発行の給与明細（減収が発生した月から3ヶ月分）

・（事業所得者の場合）急変後向こう1年間の事業所得見込証明書（※）

及び直近の確定申告書Ｂのコピー

※減収の発生が前年の場合、今年の1月から 12 月の（給与・事業）所得見込証明書を提出してください。

□　失職

・申立書

・所得課税証明書（個人用で控除額が確認できるもの）

・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの（保険証等）

・離職票2又は雇用保険受給資格者証（離職日、離職区分（離職コード）が確認できるもの）

※自己都合退職の方は対象外です。

なお、病気やけがを原因とした失職は、疾病で申請できることがあります。

・離職後に再就職している場合は、会社発行の給与見込み証明書（向こう1年間分）

提出できない場合は給与明細（3ヶ月分）

□　疾病による減収・失職

減収又は失職と同様の提出書類に加え、以下を提出してください。

・診断書（※）又は通院の事実がわかる書類（3ヶ月分）

※診断名、就労不能期間（いつからいつまでか。回復の目途が立たない場合はその旨を記載してあるもの）

□　死別・離婚

・申立書

・所得課税証明書（個人用で控除額が確認できるもの）

・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの（保険証等）

・戸籍全部事項証明書（親権者と子が確認できるもの）

※家計急変後の所得を確認する書類は不要です。

□　被災

・申立書

・所得課税証明書（個人用で控除額が確認できるもの）

・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの（保険証等）

・罹災証明書

家計急変の事由や内容によって、必要な書類は異なります。
家計急変での申請を検討されている方は、高等学校等へお尋ねください。
上記以外にも書類の提出を依頼する場合があります。